

手続きチェックシート

転居

(釧路市内で引越し)

釧路市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

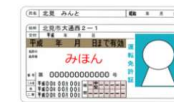
忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、資格証＞



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・顔写真付きの社員証
- ・介護保険証
- ・学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご掲示いただきます。

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

転居に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に□マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
--	-----	----	-------	------	------------

住 所 戸 籍

マイナンバーカードをお持ちの方

・マイナンバーカードの住所変更

□

・マイナンバーカード
※ 手続きには、設定している暗証番号が必要となります。

防災庁舎2階 7番窓口
戸籍住民課

鳥取支所、阿寒湖温泉支所
行政センター市民課

保 険

国民健康保険に加入している方

・資格確認書の住所変更等
・各種認定証の住所変更等

□

・資格確認書
・限度額適用認定証
・限度額適用・標準負担額減額認定証など

防災庁舎2階 9番窓口
国民健康保険課

阿寒湖温泉支所
行政センター市民課

75歳以上の方
または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方

・資格確認書の住所変更等
・特定疾病療養受療証の住所変更等

□

・資格確認書
・特定疾病療養受療証

防災庁舎2階 11番窓口
医療年金課

阿寒湖温泉支所
行政センター市民課

年 金

年金を受給中または国民年金に加入中の方

住民票住所を変更すると日本年金機構の住所も通常1か月半程度で変更となります

防災庁舎2階 10番窓口
医療年金課

介 護

要介護認定を受けていて、施設から転居する方

・要介護認定の引継ぎ
※ 転居日より14日以内に手続きしてください

□

防災庁舎3階 24番窓口
介護高齢課

行政センター保健福祉課

障 が い

障がいの手帳をお持ちの方

・住所変更

□

・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳

防災庁舎3階 23番窓口
障がい福祉課

障害福祉サービス
または自立支援医療制度を利用している方

・住所変更

□

・障害福祉サービス受給者証
・障害児通所受給者証
・自立支援医療受給者証
(精神通院・更生医療・育成医療)

行政センター保健福祉課

重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方

・医療費受給者証の住所変更

□

(お持ちの方)
・重度心身障がい者医療費受給者証

防災庁舎2階 11番窓口
医療年金課

阿寒湖温泉支所
行政センター市民課

こども

釧路市立の小学校・中学校・義務教育学校に通うお子さんがいて、学校区が変わる方

・転校手続き(入学通知書を交付します)

□

前の学校で発行された在学証明書
※ 上記の書類・教科用図書給与証明書と交付された入学通知書を学校へ提出してください

防災庁舎2階 4番窓口
戸籍住民課

鳥取支所
阿寒・音別教育事務所

→相談事項がある方や特別支援学級在籍のお子さんがある方

・転校手続き(入学通知書を交付します)

□

前の学校で発行された在学証明書
※ 上記の書類・教科用図書給与証明書と交付された入学通知書を学校へ提出してください

釧路フィッシャーマンズ
ワーフMOO 4階
学校教育課

	児童手当を受給している方				
	→ 0歳～18歳(※高校生等)のお子さんと異なる住所に住む方 ※ 高校生等…0歳～18歳となる年度末まで	・ 別居監護の申立 ※ 同月中に同居になる場合は不要	☐	・ 子どものマイナンバーがわかるもの ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課
	→ 0歳～22歳(※大学生等)のお子さんを3人以上養育し、大学生年代のお子さんの職業や同居の状況に変更がある方 ※ 大学生等…18歳となる年度末～22歳となる年度末まで	・ 監護相当・生計費の負担について確認書の届出	☐	大学生等のお子さんについて、 ・ 学生の場合：学生証等 ・ 学生以外で別居の場合：賃貸借契約書や、その他生計援助していることがわかる書類や写真等 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方(0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 医療費受給者証の住所変更	☐	・ 子ども医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	保育園・認定こども園・幼稚園などに入園および利用申請をしているお子さんがいる方	・ 住所変更	☐		防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課
	こども誰でも通園制度(乳児等支援給付)の認定を受けているお子さんがいる方	・ 住所変更			
	ひとり親家庭等に該当している方				
	→ 児童扶養手当の受給資格がある方	・ 住所変更 ※ 世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	☐	・ 賃貸借契約書などが必要です ※ 要件により必要書類が異なりますので受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課
	→ ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	・ 医療費受給者証の住所変更	☐	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	特別児童扶養手当の受給資格がある方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課

税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	・ 使用開始の申込み及び中止の届出	☐	電話またはインターネットで手続きができます ※ インターネットの方はこちら→ 	上下水道料金お客様サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課
	税・保険料の納付に関する相談がある方	・ 口座振替の届出(新規・変更・解約) ・ 納付相談	☐	(口座振替の届出をされる方) ・ 預金通帳 ・ 通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課

その他

市営住宅を退去する方
または市営住宅に同居する方

- ・市営住宅の退去手続き
- ・市営住宅の同居手続き



※ 入居者が増減する場合、必ず届出が必要で
受付窓口でご相談ください

本庁舎5階
一般財団法人 釧路市住宅公社
0154-31-4563
行政センター阿寒・音別建設課

犬を飼っている方

- ・犬の登録事項変更届



※ 受付窓口でご相談ください

本庁舎1階 5番窓口
環境保全課
阿寒湖温泉支所
行政センター市民課

市営墓地の使用許可を受けている方

- ・本籍等変更届



- ・墓地使用許可証
 - ・住民票等新住所を確認できるもの
- ※ 受付窓口でご相談ください

・釧路地区
本庁舎1階 5番窓口
環境保全課
・阿寒地区、音別地区
各行政センター市民課

粗大ごみの処分が必要な方

- ・個別収集の申し込み
- ※ お早めにお申し込みください



電話で手続きができます
・釧路地域 環境事業課(0154-24-4146)
・阿寒地域 阿寒町行政センター市民課(0154-66-2211)
・音別地域 音別町行政センター市民課(01547-6-2231)

不動産(土地、建物等)を所有している方

- ・住所変更登記をする必要があります。詳しくは法務局におたずねください。
(窓口対応時間:12月29日～1月3日及び土日祝日を除く9時～17時の間)
- ※ スマート変更登記のご利用方法についても法務局におたずねください。

詳細はこちら↓



釧路地方法務局 登記部門
0154-31-5021



釧路市役所

住 所: 釧路市黒金町7丁目5番地
電話番号: 0154-23-5151(代表)



釧路市の公式ラインを開設しています。
ごみの出し方など、暮らしに役立つ便利な情報をお届けしておりますので、ぜひ友達追加をお願いします。

友達追加はこちらから →



本庁舎及び防災庁舎 周辺図



- 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。
- ・対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

鳥取支所 釧路市住之江町6番25号 	釧路フィッシャーマンズワーフMOO 釧路市錦町2丁目4番地 	
阿寒町行政センター 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 	阿寒湖温泉支所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号 	阿寒教育事務所 釧路市阿寒町中央2丁目4番1号 
音別町行政センター 釧路市音別町中園1丁目134番地 	音別町行政センター(保健福祉課) 釧路市音別町中園2丁目119番地1 	音別教育事務所 釧路市音別町朝日2丁目81番地 

開庁時間 あさ 8 時 50 分 ~ 夕方 5 時 20 分

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※ 一部窓口を除き、**窓口受付時間短縮の試験運用を実施**しております。
詳細は、右記ページよりご確認ください。

窓口受付時間短縮



釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/index.html>

